

入間市国民保護計画 避難実施要領パターン

令和5年3月

目次

1 避難実施要領の策定にあたって	1
(1) 避難実施要領とは.....	1
(2) 避難実施要領の様式.....	1
2 避難実施要領パターン	2
(1) 弾道ミサイル攻撃.....	3
(2) 航空攻撃.....	6
3 様式例	9
例1：屋内避難における避難実施要領の様式例	9
例2：市域内避難及び市域外避難における避難実施要領の様式例	11
例3：最小限の項目に限った避難実施要領の様式例	15

実際に国民保護事案が発生し避難実施要領を作成する場合には、避難実施要領パターンの必要箇所を埋め、県から示された避難指示の内容や実際の状況に応じて、記載内容を変更する。

1 避難実施要領の策定にあたって

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

（1）避難実施要領とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法）では、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

（2）避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた様式はないが、一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせた様式例を「3 様式例」のとおり定めておく。

屋内避難、市域内避難・市域外避難の様式例に加えて、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

2 避難実施要領パターン

国民保護事案が発生した場合、速やかに住民を避難させる必要があるが、事案発生後に避難実施要領を一から短時間で作成することは事実上困難である。

この避難実施要領パターンは、入間市国民保護計画第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」において、あらかじめ事態の態様に応じて、複数の避難実施要領パターンを作成することとされていることに基づき、作成するものである。

パターン作成にあたり、事案の特徴や留意点等について記載する。(消防庁作成：「避難実施要領のパターン事例集（令和3年7月）」より引用)

(1) 弾道ミサイル攻撃

ア 事案の特徴

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難が中心となる。

屋内避難の際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に避難させる。

弾道ミサイル攻撃については、着弾前と着弾後では状況が異なるため、想定される避難行動にも差異が生じると考えられる。なお、着弾後の避難形態については、屋内避難と、域内・域外避難が混在すると考えられる。

弾道ミサイル着弾前については、内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載の「弾道ミサイル落下時の行動について」において具体的な避難行動が示されており、弾道ミサイル落下時に住民が取るべき行動について記載されている。

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急警報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急通報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認しておきましょう。
<http://www.kokumin.go.jp/paysai/>
info@kantei.go.jp

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧いただけます

首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp/
首相官邸次室・危機管理情報 首相官邸 @Kantei_Saigai

Jアラート(例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●●●分経、●●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合 近くの建物の中か地下に避難。
目撃できれば速く避難が望ましいものの、遠くになければ、それ以外の建物でも構いません。
- 建物が無い場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

速くにミサイル落下!
●屋外にいる場合: 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
●屋内にいる場合: 換気扇を止め、窓を開け、目張りをして室内を密閉する。

弾道ミサイル落下時の行動について(内閣官房国民保護ポータルサイトより引用)

避難実施要領

入間市長

〇年 〇月 〇日 〇〇時 〇〇分現在

屋内避難（弾道ミサイル着弾前）

1 埼玉県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政用無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 〇年 〇月 〇日 〇〇時 〇〇分
発生場所	—
実行の主体	〇国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射の兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	・ミサイル発射後、10分ほどで着弾もしくは通過 ・市民に対し、とるべき行動について周知するとともに、今後の警報の発令に関する情報に注意を促す。
気象の状況	天候：〇〇 気温：〇〇℃ 風向：〇〇 風速：〇〇m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	入間市全域
避難先と避難誘導の方針	（県知事の避難指示を踏まえた対処を基本とする。） 近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	速やかに避難開始。
避難完了予定日時	県知事の避難指示が解除されるまで、屋内避難を継続する。

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	入間消防署：04-2962-7255 狭山警察署：04-2953-0110 陸上自衛隊第32普通科連隊：048-663-4241

3 事態の特性で留意すべき事項

- ・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にいる者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要支援者支援の例によって

<p>避難させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ・屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。 	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を全部閉め、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気をできるだけ遮断する。 ・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政用無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 ・現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出火防止対策や施錠等を行う。 ・危険動物の逸走対策を行う。 ・その他必要と認められる事項 	
屋内にいない場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、近隣の堅ろうな建物、地下施設等に避難する。 ・避難は徒歩を基本とし、屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。 ・原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は警察に連絡する。 	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>防災行政用無線、茶の都メール、ツイッター、フェイスブック等の SNS 等</p> <p>（実際に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、J - A L E R T システムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。）</p>
避難実施要領の伝達先	市内全域
6 緊急時の連絡先	
入間市 国民保護対策本部	<p>電話：04-2964-1111</p> <p>F A X：04-2964-7818</p>

(2) 航空攻撃

ア 事案の特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

「航空攻撃」については、「弾道ミサイル攻撃」における対処と類似の事態と考えられ、航空機による攻撃についても、事案の発生前（攻撃による被害が発生する前）と事案の発生後（攻撃による被害が発生した後）で対応が異なると考えられる。

避難実施要領

入間市長

○年 ○月 ○日 ○○時 ○○分現在

屋内避難（航空攻撃予測）

1 埼玉県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、○国からの航空機が入間市の方向へ飛来予測との警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。防災行政用無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 ○年 ○月 ○日 ○○時 ○○分
発生場所	—
実行の主体	○国
事案の概要と被害状況	航空機が飛来。本市が攻撃目標となっているか不明だが、10分程で飛来予測。投下物の内容についての情報もなし。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機が入間市上空を通過した場合、爆発物等の投下等の攻撃のおそれがある。 ・攻撃目標が確認できないことから、市全域で屋内避難を実施。 ・市民に対し、とるべき行動について周知するとともに、今後の警報の発令に関する情報に注意を促す。
気象の状況	天候：○○ 気温：○○℃ 風向：○○ 風速：○○m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	入間市全域
避難先と避難誘導の方針	（県知事の避難指示を踏まえた対処を基本とする。） 近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	速やかに避難実施。
避難完了予定日時	県知事の避難指示が解除されるまで、屋内避難を継続する。

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	入間消防署：04-2962-7255 狭山警察署：04-2953-0110 陸上自衛隊第32普通科連隊：048-663-4241

3 事態の特性で留意すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にいる者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ・屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ・屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。 	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を全部閉め、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気をできるだけ遮断する。 ・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政用無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 ・現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出火防止対策や施錠等を行う。 ・危険動物の逸走対策を行う。 ・その他必要と認められる事項 	
屋内にいない場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、近隣の堅ろうな建物、地下施設等に避難する。 ・避難は徒歩を基本とし、屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。 ・原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で爆発音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は警察に連絡する。 	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政用無線、茶の都メール、ツイッター、フェイスブック等の SNS、市公式ホームページ等
避難実施要領の伝達先	市内全域
6 緊急時の連絡先	
入間市 国民保護対策本部／緊急対処事態対策本部	電話：04-2964-1111 FAX：04-2964-7818

3 様式例

例1：屋内避難における避難実施要領の様式例

避 難 実 施 要 領		入間市長 分現在
年 月 日 時		
屋内避難		
1 県からの避難の指示の内容		
2 事態の状況、関係機関の措置		
2-1 事態の状況		
発生時期	年 月 日 時 分	
発生場所		
実行の主体		
事案の概要と被害状況		
今後の予測・影響と措置		
気象の状況	天候： 気温： ℃ 風向： 風速： m/s	
2-2 避難住民の誘導の概要		
要避難地域		
避難先と避難誘導の方針		
避難開始日時		
避難完了予定日時		
2-3 関係機関の措置等		
措置の概要		
連絡調整先		
3 事態の特性で留意すべき事項		
4 避難者数（単位：人）		
屋内避難の指示を受けた場合の対応		
屋内にいる場合		
屋外にいる場合		
5 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法		
避難実施要領の伝達先		
6 緊急時の連絡先		

入間市 国民保護対策本部／緊急処理事態対策本部	電話： FAX：
----------------------------	-------------

例2：市域内避難及び市域外避難における避難実施要領の様式例

避難実施要領				
年 月 日 時				入間市長 分現在
市域内避難 及び 市域外避難				
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 時 分			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：	気温：	℃	風向：
				風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち要配慮者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				

避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所（広域避難場所）				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要配慮者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	警備に当たる人数			
	警備場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難	誘導の実施単位			
	輸送手段			

方法	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難完了予定日時				
	その他（誘導責任者等）				
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位				
	要配慮者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					

実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
(心得・安全確保・服装等)	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
入間市 国民保護対策本部／緊急対処事態対策本部	TEL : FAX :

例3：最小限の項目に限った避難実施要領の様式例

避難実施要領				入間市長 分現在
年 月 日 時				
1 警報の内容				
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)				
2 避難指示				
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)				
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）				
要避難地域				
要避難者数				
うち要配慮者数				
避難先地域				
一時避難場所及び集合方法				
集合場所				
避難経路				
避難手段				
避難開始日時				
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）				
避難施設	名称			
	所在地			
	連絡先			
避難に当たっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)			
追加情報の伝達方法				
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）				
職員の配置場所・人数				
職員間の連絡方法				
要配慮者の避難誘導方針				
残留者の確認方法				
6 緊急時の連絡先				
入間市 国民保護対策本部／緊急対処事態対策本部		TEL： FAX：		